平成２５年（フ）第７３０号
東京都日野市百草999番地百草団地267―306
債務者　松井　久雄
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７３５号
東京都昭島市松原町１丁目24番２―508号
債務者　赤澤　　昇
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月14日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４４２号
静岡市駿河区北丸子２丁目13番８号　サテライトパーク101号
債務者　久保田正裕
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９９４０号
神奈川県横浜市中区野毛町３丁目160―４―406
債務者　林沙織こと　楊　　春桃
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６３号
静岡県藤枝市善左衛門３丁目１番地の14
債務者　鈴木　義明
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４６４号
静岡県藤枝市善左衛門３丁目１番地の14
債務者　鈴木　英子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４６５号
静岡県藤枝市善左衛門３丁目１番地の14
債務者　鈴木　直樹
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３６３０号
大阪府枚方市茄子作３丁目30番20号
債務者　橋本　　満
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６３１号
大阪府枚方市茄子作３丁目30番20号
債務者　橋本久美子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９７７号
大阪市鶴見区緑１丁目１番23号
債務者　佐藤　敏明
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０７２号
大阪府八尾市渋川町４丁目３番20号　日の出マンション202号、住民票上の住所大阪府八尾市安中町４丁目３番28号
債務者　福田　孝行（旧姓北上）
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１８１号
大阪府枚方市長尾谷町２丁目１番地の１404
債務者　中野　康秀
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２５０号
大阪府寝屋川市黒原橘町20番16号
債務者　村長麻依子（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８２号
東京都小平市上水本町２丁目11番７号ドエル小平201号
債務者　入澤　正美
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５７８号
東京都立川市幸町１丁目30番地の41エトワール103号
債務者　鈴木香栄子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部